

経済連携協定に基づく報復関税に関する政令案要綱

1. 経済連携協定に基づく報復関税を課し、又は変更し、若しくは廃止すること等が決定された場合の手續について、透明性を向上させるため、告示する事項等を定めることとする。(第1条関係)
2. 経済連携協定に基づく報復関税に係る措置をとることが必要であると認められる場合について、関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議する機関である関税・外国為替等審議会へ諮問することを定めることとする。(第2条関係)
3. その他所要の規定の整備を行うこととする。
4. この政令は、別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)の施行の日から施行することとする。(附則第1項関係)